

# 兵庫県公報

平成28年3月8日 火曜日 第2779号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示                                  | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| ○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）            | 1   |
| ○ 救急病院の認定（同）                         | 2   |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）           | 2   |
| ○ 土地改良区の解散認可（同）                      | 4   |
| ○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）                  | 4   |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）          | 4   |
| ○ 国土調査の成果の認証（同）                      | 5   |
| ○ 家畜の検査の実施（畜産課）                      | 6   |
| ○ 同 上（同）                             | 7   |
| ○ 同 上（同）                             | 10  |
| ○ 家畜の予防注射の実施（同）                      | 11  |
| ○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）      | 12  |
| ○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）               | 14  |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（同）                   | 14  |
| ○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）      | 14  |
| ○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）            | 15  |
| ○ 同 上（同）                             | 15  |
| ○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）           | 15  |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）              | 16  |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）                  | 16  |
| ○ 港湾法第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分（港湾課） | 16  |
| ○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）                 | 17  |
| <b>公 告</b>                           |     |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）            | 18  |
| ○ 同 上（同）                             | 19  |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）                | 20  |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）             | 21  |
| ○ 同 上（同）                             | 22  |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）      | 22  |
| ○ 落札者等の公示（北播磨県民局）                    | 23  |
| <b>選挙管理委員会告示</b>                     |     |
| ○ 平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第81号の訂正           | 23  |
| <b>但馬海区漁業調整委員会公告</b>                 |     |
| ○ 漁業法に基づく指示                          | 23  |

## 告 示

### 兵庫県告示第201号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により移転のため撤回された。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 新須磨病院  
所 在 地 神戸市須磨区磯馴町4丁目1番6号  
撤 回 年 月 日 平成27年9月22日



**兵庫県告示第202号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1から2までの医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった3から5までの医療機関を救急病院と認定した。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 新須磨病院  
所 在 地 神戸市須磨区衣掛町3丁目1番14号  
認 定 年 月 日 平成27年9月23日  
認定の有効期限 平成30年9月22日
- 2 名 称 医療法人社団順心会 順心淡路病院  
所 在 地 淡路市大町下66番地の1  
認 定 年 月 日 平成28年3月8日  
認定の有効期限 平成31年3月7日
- 3 名 称 独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院  
所 在 地 神戸市中央区籠池通4丁目1番23号  
認 定 年 月 日 平成27年12月15日  
認定の有効期限 平成30年12月14日
- 4 名 称 大西脳神経外科病院  
所 在 地 明石市大久保町江井島1661番地1  
認 定 年 月 日 平成27年12月20日  
認定の有効期限 平成30年12月19日
- 5 名 称 赤穂市民病院  
所 在 地 赤穂市中広1090番地  
認 定 年 月 日 平成28年2月11日  
認定の有効期限 平成31年2月10日



**兵庫県告示第203号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**加古川市北部土地改良区**

退任役員

| 役員区分 | 氏 名     | 住 所              |
|------|---------|------------------|
| 理 事  | 前 川 孝 之 | 加古川市上荘町小野891番地   |
| 同    | 稲 岡 義 則 | 同 市上荘町小野294番地    |
| 同    | 岸 本 磐 三 | 同 市上荘町薬栗365番地    |
| 同    | 井 上 保 則 | 同 市上荘町薬栗389番地    |
| 同    | 荻 内 晴 彦 | 同 市上荘町都染443番地の1  |
| 同    | 荻 内 正 勝 | 同 市上荘町都染566番地    |
| 同    | 小 堀 洋   | 同 市上荘町見土呂348番地   |
| 同    | 大 西 政 義 | 同 市上荘町見土呂253番地の1 |
| 同    | 藤 野 一 吉 | 同 市上荘町井ノ口569番地   |
| 同    | 杉 田 英 雄 | 同 市上荘町国包854番地    |
| 同    | 稲 田 豊   | 同 市上荘町井ノ口428番地の2 |
| 同    | 内 田 恒 雄 | 同 市上荘町井ノ口105番地の1 |
| 同    | 栗 林 憲 明 | 同 市上荘町白沢22番地     |
| 監 事  | 杉 田 道 明 | 同 市上荘町国包863番地    |

|       |         |                  |                |
|-------|---------|------------------|----------------|
| 同     | 原 戸 正 喜 | 同                | 市上荘町井ノ口710番地の1 |
| 就任役員  |         |                  |                |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |                |
| 理 事   | 前 川 孝 之 | 加古川市上荘町小野891番地   |                |
| 同     | 稲 岡 義 則 | 同 市上荘町小野294番地    |                |
| 同     | 岸 本 磐 三 | 同 市上荘町菓栗365番地    |                |
| 同     | 井 上 保 則 | 同 市上荘町菓栗389番地    |                |
| 同     | 荻 内 晴 彦 | 同 市上荘町都染443番地の1  |                |
| 同     | 藤 原 眞 之 | 同 市上荘町都染408番地    |                |
| 同     | 小 堀 洋   | 同 市上荘町見土呂348番地   |                |
| 同     | 大 西 政 義 | 同 市上荘町見土呂253番地の1 |                |
| 同     | 藤 野 一 吉 | 同 市上荘町井ノ口569番地   |                |
| 同     | 杉 田 英 雄 | 同 市上荘町国包854番地    |                |
| 同     | 稲 田 豊   | 同 市上荘町井ノ口428番地の2 |                |
| 同     | 藤 野 勝 彦 | 同 市上荘町井ノ口443番地の2 |                |
| 同     | 栗 林 憲 明 | 同 市上荘町白沢22番地     |                |
| 監 事   | 杉 田 道 明 | 同 市上荘町国包863番地    |                |
| 同     | 原 戸 正 喜 | 同 市上荘町井ノ口710番地の1 |                |

## 湊里土地改良区

|       |         |                |  |
|-------|---------|----------------|--|
| 退任役員  |         |                |  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |  |
| 理 事   | 進 藤 信 治 | 南あわじ市湊里1455番地1 |  |
| 同     | 前 田 羊   | 同 市湊里1480番地    |  |
| 同     | 菊 川 秋 夫 | 同 市湊638番地      |  |
| 同     | 川 野 展 史 | 同 市湊里1362番地    |  |
| 同     | 三 野 弘 二 | 同 市湊里1369番地    |  |
| 同     | 下 村 正 一 | 同 市湊里1427番地    |  |
| 同     | 中 村 尚 之 | 同 市湊里1433番地    |  |
| 同     | 中 村 光 伸 | 同 市湊里1344番地2   |  |
| 同     | 前 嶋 好 孝 | 同 市湊里1307番地    |  |
| 同     | 垣 一 民   | 同 市湊里1098番地    |  |
| 同     | 山 下 貞 男 | 同 市湊里973番地     |  |
| 同     | 村 上 楨 夫 | 同 市湊里1366番地1   |  |
| 同     | 川 上 和 博 | 同 市湊里1170番地1   |  |
| 同     | 川 上 歳 和 | 同 市湊里779番地     |  |
| 監 事   | 山 本 昇   | 同 市湊里1456番地    |  |
| 同     | 進 藤 正 則 | 同 市湊里113番地1    |  |
| 同     | 川 野 計 郎 | 同 市湊里1454番地    |  |

|       |         |                |  |
|-------|---------|----------------|--|
| 就任役員  |         |                |  |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |  |
| 理 事   | 進 藤 信 治 | 南あわじ市湊里1455番地1 |  |
| 同     | 前 田 羊   | 同 市湊里1480番地    |  |
| 同     | 菊 川 秋 夫 | 同 市湊638番地      |  |
| 同     | 川 野 展 史 | 同 市湊里1362番地    |  |
| 同     | 三 野 弘 二 | 同 市湊里1369番地    |  |
| 同     | 下 村 正 一 | 同 市湊里1427番地    |  |
| 同     | 中 村 尚 之 | 同 市湊里1433番地    |  |
| 同     | 中 村 光 伸 | 同 市湊里1344番地2   |  |
| 同     | 前 嶋 好 孝 | 同 市湊里1307番地    |  |
| 同     | 垣 一 民   | 同 市湊里1098番地    |  |

|     |         |   |             |
|-----|---------|---|-------------|
| 同   | 山 下 貞 男 | 同 | 市湊里973番地    |
| 同   | 村 上 楨 夫 | 同 | 市湊里1366番地 1 |
| 同   | 川 上 和 博 | 同 | 市湊里1170番地 1 |
| 同   | 川 上 歳 和 | 同 | 市湊里779番地    |
| 同   | 森 光 男   | 同 | 市湊里14番地 2   |
| 監 事 | 山 本 昇   | 同 | 市湊里1456番地   |
| 同   | 進 藤 正 則 | 同 | 市湊里113番地 1  |
| 同   | 川 野 計 郎 | 同 | 市湊里1454番地   |



**兵庫県告示第204号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 2 項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日        |
|----------|--------------|
| 東浦町土地改良区 | 平成28年 2 月16日 |



**兵庫県告示第205号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**東浦町土地改良区**

| 氏 名     | 住 所           |
|---------|---------------|
| 新 阜 京 一 | 淡路市楠本391番地    |
| 柳 谷 喜 隆 | 同 市釜口2103番地 3 |
| 清 水 千 尋 | 同 市久留麻583番地   |
| 違 口 平   | 同 市楠本863番地 1  |
| 平 岡 泰 正 | 同 市久留麻1673番地  |
| 正 井 正 一 | 同 市浦225番地 3   |
| 正 井 貞 則 | 同 市白山202番地    |
| 中 林 武 雄 | 同 市釜口232番地 1  |



**兵庫県告示第206号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年 2 月24日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名 | 地 区 名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-------|-------|-------|-------|
|       |       |       |       |

|            |       |                               |       |
|------------|-------|-------------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 直谷池地区 | 平成28年 3 月 8 日から<br>同 月 28 日まで | 朝来市役所 |
|------------|-------|-------------------------------|-------|



**兵庫県告示第207号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成25年10月から平成27年 3 月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市市小井の一部（市小井VI再調査）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市市小井の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年 2 月 24 日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成25年 5 月から平成27年 3 月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市阿万吹上町の一部（阿万吹上町Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市阿万吹上町の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年 2 月 24 日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間  
平成24年 6 月から平成26年 3 月まで
- (3) 成果の名称  
南あわじ市福良甲の一部（福良甲Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
南あわじ市福良甲の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年 2 月 24 日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
淡路市
- (2) 調査を行った期間  
平成23年 7 月から平成27年 3 月まで
- (3) 成果の名称  
淡路市大字志筑の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
淡路市志筑の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年 2 月 24 日

- 5 (1) 調査を行った者の名称  
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間  
平成23年 6 月から平成26年 8 月まで
- (3) 成果の名称  
猪名川町槻並Ⅱの一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
川辺郡猪名川町槻並の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年 2 月24日
- 6 (1) 調査を行った者の名称  
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間  
平成24年 5 月から平成27年 2 月まで
- (3) 成果の名称  
香美町（小代区秋岡の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
美方郡香美町小代区秋岡の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年 2 月24日
- 7 (1) 調査を行った者の名称  
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間  
平成25年 5 月から平成27年 2 月まで
- (3) 成果の名称  
香美町（村岡区大字山田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
美方郡香美町村岡区山田の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年 2 月24日
- 8 (1) 調査を行った者の名称  
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間  
平成24年 4 月から平成27年 2 月まで
- (3) 成果の名称  
丹波市（柏原町上小倉、下小倉の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
丹波市柏原町上小倉及び下小倉の各一部
- (5) 認証年月日  
平成28年 2 月24日



**兵庫県告示第208号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域  
県内全域

3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48箇月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書きに該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

4 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

5 検査の方法

- (1) エライザ法
- (2) 疫学的検査
- (3) 臨床検査



**兵庫県告示第209号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 搾乳の用に供する牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 検査の方法

- ア ツベルクリン検査
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査

2 搾乳の用以外の用に供する牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 検査の方法

- ア ツベルクリン検査
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査

## 3 搾乳の用に供する牛のブルセラ病検査

## (1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

神戸市西区、姫路市、洲本市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、西脇市、宝塚市、小野市、三田市、篠山市、養父市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域）、朝来市、淡路市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の4割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

## (4) 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア 急速凝集反応法

イ 酵素免疫測定法

ウ 補体結合反応検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

## 4 搾乳の用以外の用に供する牛のブルセラ病検査

## (1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

## (4) 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア 急速凝集反応法

イ 酵素免疫測定法

ウ 補体結合反応検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

## 5 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

## (1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

神戸市西区、姫路市、洲本市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、西脇市、宝塚市、小野市、三田市、篠山市、養父市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域）、朝来市、淡路市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲



搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ エライザ法

オ 疫学的検査

カ 臨床検査

キ 細菌検査

6 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ 公共育成牧場で飼育されている牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

オ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ エライザ法

オ 疫学的検査

カ 臨床検査

キ 細菌検査

7 競走の用に供する馬の馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 平成28年1月1日時点での年齢が3歳、8歳及び13歳の馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

イ その他家畜防疫員が必要と認めた馬

(4) 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 寒天ゲル内沈降反応検査

イ 疫学的検査

- ウ 臨床検査
- エ エライザ法

8 競走の用以外の用に供する馬の馬伝染性貧血検査

- (1) 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生を予防するため
- (2) 実施する区域  
加古川市及び養父市。ただし、家畜防疫員が必要と認めた馬については県内全域。
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
飼養している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
- (4) 実施の期日  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (5) 検査の方法
  - ア 寒天ゲル内沈降反応検査
  - イ 疫学的検査
  - ウ 臨床検査
  - エ エライザ法

9 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

- (1) 実施の目的  
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため
- (2) 実施する区域  
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた鶏
- (4) 実施の期日  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (5) 検査の方法
  - ア 急速凝集反応検査
  - イ 疫学的検査
  - ウ 臨床検査
  - エ 細菌検査

10 県外に移動する蜜蜂の腐そ病検査

- (1) 実施の目的  
蜜蜂の腐そ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域  
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
県域を越えて移動する蜜蜂
- (4) 実施の期日  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (5) 検査の方法
  - ア 肉眼的検査
  - イ 脱脂乳による検査
  - ウ 細菌検査



兵庫県告示第210号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査
  - (1) 実施の目的  
家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん  
イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
  - (4) 実施の期日  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
  - (5) 検査の方法  
ア 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応検査)  
イ ウイルス分離検査  
ウ エライザ法  
エ その他必要な検査
- 2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱検査
  - (1) 実施の目的  
次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため  
ア アカバネ病  
イ チュウザン病  
ウ アインウイルス感染症  
エ イバラキ病  
オ 牛流行熱
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)
  - (4) 実施の期日  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
  - (5) 検査の方法  
マイクロプレート法による中和試験



**兵庫県告示第211号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の予防注射を受けることを命ずる。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 実施の目的  
牛の炭その発生を予防するため
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。  
ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの  
イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの
  - (2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛
- 4 実施の期日  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

5 注射の方法

炭そ予防液の皮下注射



兵庫県告示第212号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成28年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 商号又は名称及び<br>代表者氏名                | 主たる営業所の所在地            | 許可番号                | 取り消した建設業 |  | 処分の原因と<br>なった事実  | 取消年月日       |
|----------------------------------|-----------------------|---------------------|----------|--|------------------|-------------|
|                                  |                       |                     | 区分       | 種 類  |                  |             |
| 伸栄興業<br>(代)重 郁三                  | 神戸市中央区坂口通1<br>—2—5    | 般-23、27<br>第112420号 | 一般       | 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成27年10月21日 |
| MHIジェネラル<br>サービシーズ(株)<br>(代)松崎 章 | 同 市兵庫区和田崎町<br>1—1—1   | 般・特-25<br>第113292号  | 一般<br>特定 | 電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、消防施設工事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成28年 1月 1日 |
| (株) i i - S u m a i<br>(代)岩城 一則  | 同 市北区山田町小部<br>字妙賀10—8 | 般-27<br>第115808号    | 一般       | 建築工事業  | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成27年11月30日 |
| 田中組<br>(代)田中 貴久                  | 同 市同区筑紫が丘1<br>—17—8   | 般-25<br>第114218号    | 一般       | 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 年12月18日   |
| 丸山組<br>(代)丸山 玉雄                  | 同 市長田区駒ヶ林町<br>3—9—9   | 般-27<br>第104419号    | 一般       | とび・土工工事業、電気工事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 年 9月27日   |
| 尾崎塗装<br>(代)尾崎 正和                 | 同 市同 区三番町2<br>—3—82   | 般-24<br>第113967号    | 一般       | 建築工事業、大工工事業  | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成28年 1月20日 |
| (有)のこ源金物製作<br>所<br>(代)平井 孝治      | 同 市同 区大道通3<br>—20     | 般-23、27<br>第106355号 | 一般       | 建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同           |
| 緑建工業(株)<br>(代)田中 輝実              | 同 市西区伊川谷町有<br>瀬819—1  | 般-22、25<br>第115902号 | 一般       | 大工工事業、左官工事業、鉄筋工事業、防水工事業  | 建設業の廃止<br>(一部廃業) | 平成28年 1月15日 |
| (株)中尾興業<br>(代)中尾 利博              | 尼崎市東桜木町144—<br>1      | 般-24<br>第215141号    | 一般       | とび・土工工事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成27年 8月11日 |
| 三立工業(株)<br>(代)小野 康三              | 同 市久々知西町2—<br>5—24    | 般-23<br>第209572号    | 一般       | 建築工事業、建具工事業  | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 年12月31日   |
| 武田組<br>(代)武田 禎哉                  | 同 市大庄北5—19—<br>4      | 般-26<br>第218758号    | 一般       | 大工工事業  | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成28年 1月 1日 |
| (株)今里天晴園<br>(代)今里 和美             | 芦屋市西山町15—7            | 般-27<br>第211612号    | 一般       | 造園工事業  | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成27年12月25日 |
| (株)山外<br>(代)本多 範幸                | 同 市南浜町14—15           | 般-23<br>第218346号    | 一般       | 電気工事業  | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 月31日      |

|                    |                      |                                       |    |   |                  |             |
|--------------------|----------------------|---------------------------------------|----|---|------------------|-------------|
| 奥工務店<br>代奥 久雄      | 宝塚市高松町14-14-4        | 般-23<br>第302233号                      | 一般 | 内装仕上工事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成27年9月27日  |
| ㈱クリーンテック<br>代松村 大三 | 明石市大久保町松陰<br>1127-32 | 般-24<br>第407217号                      | 一般 | 管工事業  | 建設業の廃止<br>(一部廃業) | 同 年12月25日   |
| 井澤住工<br>代井澤 敦之     | 加古郡稲美町下草谷76<br>-17   | 般-27<br>第406993号                      | 一般 | タイル・れんが・プロ<br>ツク工事業   | 建設業の廃止<br>(一部廃業) | 同 月 1 日     |
| (有)シナジー<br>代寺岡 憲一  | 姫路市阿保69あゆみハ<br>イツ201 | 般-27<br>第460108号                      | 一般 | しゅんせつ工事業、水<br>道施設工事業  | 建設業の廃止<br>(一部廃業) | 平成27年10月30日 |
| 千家塗装<br>代千家 伸一郎    | 同 市白鳥台3-26-<br>12    | 般-25<br>第459798号                      | 一般 | 塗装工事業、防水工事<br>業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 年11月 1 日  |
| ㈱ふぁみりー住宅<br>代福田 浩三 | 同 市仁豊野609-1          | 般-22<br>第460860号                      | 一般 | 建築工事業、大工工事<br>業、屋根工事業、タイ<br>ル・れんが・ブロック<br>工事業、内装仕上工事<br>業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 月 25 日    |
| あかつき建築設計<br>代岡本 暁典 | 同 市保城579-5           | 般-25<br>第461170号                      | 一般 | 土木工事業、建築工事<br>業、大工工事業、と<br>び・土工工事業、石工<br>事業、屋根工事業、タ<br>イル・れんが・プロツ<br>ク工事業、鋼構造物工<br>事業、ほ装工事業、内<br>装仕上工事業、水道施<br>設工事業 | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成27年12月13日 |
| ㈱城見機工<br>代立脇 功二    | 同 市城見町71             | 般-22、23<br>第460852号                   | 一般 | 建築工事業   | 建設業の廃止<br>(一部廃業) | 平成28年1月 1 日 |
| アット・イズ㈱<br>代中津 強   | 同 市野里上野町1-<br>1-5    | 般-22<br>第460855号                      | 一般 | 大工工事業、屋根工事<br>業、タイル・れんが・<br>ブロック工事業、鋼構<br>造物工事業、内装仕上<br>工事業   | 建設業の廃止<br>(一部廃業) | 同 月 8 日     |
| 友美堂<br>代相谷 友彦      | 同 市花田町小川877          | 般-25、27<br>第461191号                   | 一般 | 建築工事業、大工工事<br>業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 月 12 日    |
| オオモリ工業㈱<br>代大森 栄介  | 同 市砥堀185             | 般-23、24、<br>25、26<br>特-23<br>第455828号 | 特定 | 管工事業  | 建設業の廃止<br>(一部廃業) | 同 月 19 日    |
| 小林建築<br>代小林 薫      | 佐用郡佐用町中島1115<br>-1   | 般-23<br>第551490号                      | 一般 | 建築工事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 月 8 日     |
| ㈱Kシステム<br>代三枝 良美   | 同 郡同 町佐用974<br>-2    | 般-27<br>第551828号                      | 一般 | 水道施設工事業   | 建設業の廃止<br>(一部廃業) | 同 月 10 日    |
| 建人プラン<br>代湯口 博文    | 豊岡市出石町上村729<br>-2    | 般-24<br>第651224号                      | 一般 | 建築工事業、大工工事<br>業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成27年10月15日 |
| 加賀野電工<br>代加賀野 昌俊   | 篠山市東吹601             | 般-24<br>第752229号                      | 一般 | 電気工事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 年12月 8 日  |
| 光丸商會<br>代横内 実代司    | 丹波市山南町大谷263<br>-1    | 般-25、26<br>第752249号                   | 一般 | 建築工事業   | 建設業の廃止<br>(一部廃業) | 同 月 30 日    |
| 多田建設<br>代多田 弘      | 南あわじ市松帆戒旦寺<br>55     | 般-23<br>第800239号                      | 一般 | 土木工事業、とび・土<br>土工事業、管工事業、<br>ほ装工事業、水道施設<br>工事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 平成28年1月22日  |
| 西岡建設㈱<br>代西岡 英樹    | 同 市賀集八幡<br>126-2     | 般-27<br>第800652号                      | 一般 | 土木工事業、建築工事<br>業、とび・土工工事業、<br>管工事業、鋼構造物工<br>事業、ほ装工事業、塗<br>装工事業、水道施設工<br>事業   | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 年 2 月 1 日 |

|                    |         |                  |    |             |                  |           |
|--------------------|---------|------------------|----|-------------|------------------|-----------|
| (株)堂瀬組<br>代)堂瀬 美恵子 | 淡路市柳沢丁1 | 般-23<br>第800853号 | 一般 | 土木工事業、ほ装工事業 | 建設業の廃止<br>(全部廃業) | 同 年 1月13日 |
|--------------------|---------|------------------|----|-------------|------------------|-----------|



**兵庫県告示第213号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）
- 2 作業期間  
平成27年 7月10日から平成28年 2月16日まで
- 3 作業地域  
豊岡市、養父市、香美町及び新温泉町



**兵庫県告示第214号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成28年 2月16日から同年 4月28日まで
- 3 作業地域  
加古川市一円



**兵庫県告示第215号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 3. 32号須磨多聞線  
3. 5. 86号塩屋多井畑線
- 3 事業施行期間  
昭和63年 8月23日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第216号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3. 4. 8号朝霧二見線  
3. 4. 512号八木松陰線
- 3 事業施行期間  
平成18年 2 月17日から平成29年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第217号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
加古川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3. 4. 146号中津水足線  
3. 4. 148号米田平荘線  
3. 4. 552号加古川左岸線  
3. 4. 555号神吉中津線
- 3 事業施行期間  
平成19年 4 月13日から平成37年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第218号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
伊丹市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業

3. 5. 86号猪名川左岸線

3 事業施行期間

平成23年 7 月12日から平成29年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第219号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年 3 月 8 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年 3 月 8 日から 2 週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                                  |    |                 |               |    |
|--------------|--|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>吉永下徳久線 | 佐用郡佐用町多賀字菰田83番から<br>同 郡同 町中島字下河原782番1まで    | 旧  | 7.0から<br>13.0まで | 397.0         |    |
|              |  | 新  | 7.0から<br>20.0まで | 394.0         |    |
| 県道<br>多賀相生線  | 佐用郡佐用町多賀字菰田186番1から<br>同 郡同 町多賀字宮ノ岨976番49まで | 旧  | 7.0から<br>17.0まで | 86.0          |    |
|              |  | 新  | 7.0から<br>22.0まで | 98.0          |    |



**兵庫県告示第220号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年 3 月 8 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年 3 月 8 日から 2 週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                                 |    |                 |               |    |
|--------------|---|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>稲畑柏原線  | 丹波市柏原町鴨野字池ノ内391番4から<br>同 市柏原町鴨野字石町342番2まで | 旧  | 7.0から<br>15.0まで | 282.0         |    |
|              |   | 新  | 9.0から<br>15.0まで | 280.0         |    |



**兵庫県告示第221号**



港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年3月8日

東播磨港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 行うべき措置の内容

重要港湾東播磨港に係る放置等の行為を禁止する区域（平成26年兵庫県告示第85号により指定した区域）内にある別表に掲げる船舶及び係留施設等工作物の撤去

2 港湾管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成28年3月21日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

| 整理番号 | 船舶番号又は船舶検査済票の番号 | 船舶の種類         |
|------|-----------------|---------------|
| 1    | 260-25062       | 汽船（船名K A Z E） |

別表2 別表1以外の船舶

| 整理番号 | 所在場所                                    | 船名等種類 | 船舶の種類 | 外色 | 内色 |
|------|---|-------|-------|----|----|
| 2    | 明石市二見町東二見字二番地2032番地<br>先東二見橋橋梁東側 南防波堤西側 | なし    | 汽船    | 白  | 不明 |
| 3    |   | なし    | 汽船    | 白  | 白  |
| 4    |   | なし    | 無動力船  | 白  | 白  |

別表3 係留施設等工作物

| 整理番号 | 所在場所                                    | 名称  | 種類        |
|------|---|-----|-----------|
| 5    | 明石市二見町東二見字一番地1836番地<br>先防波堤（東）西側        | 工作物 | ロープ1本     |
| 6    | 明石市二見町東二見字二番地2032番地<br>先東二見橋橋梁東側 南防波堤西側 | 工作物 | 杭2本・ロープ1本 |
| 7    |   | 工作物 | 杭1本・ロープ1本 |
| 8    |   | 工作物 | ロープ3本     |



兵庫県告示第222号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

| 取消番号               | 取消年月日<br>(平成年月日) | 位置                | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|--------------------|------------------|-------------------|--------------|--------------|
| 第H27淡路位置<br>廃0001号 | 28.2.24          | 淡路市久留麻字田尻28番45の一部 | 6.00         | 57.84        |

|                    |           |                    |             |        |
|--------------------|-----------|--------------------|-------------|--------|
| 第H27淡路位置<br>廃0002号 | 28. 2. 24 | 淡路市久留麻字田尻28番 2 の一部 | 6. 00～6. 17 | 71. 38 |
|--------------------|-----------|--------------------|-------------|--------|

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ラ・ムー相生店  
所在地 相生市本郷町2012ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 共栄商事株式会社  
住所 相生市本郷町11番7号  
代表者の氏名 石 原 光 生
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 大黒天物産株式会社  
住所 岡山県倉敷市堀南704番地5  
代表者の氏名 大 賀 昭 司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年10月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,365平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
37台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
41台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
28平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
25.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|------|------|
| 大黒天物産株式会社  | 24時間 |      |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成28年2月15日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間  
平成28年3月8日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成28年7月8日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゴダイドラッグ山崎南店  
所在地 宍粟市山崎町中井185番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ゴダイ株式会社  
住所 姫路市綿町104番地スクエアビル2F  
代表者の氏名 浦上晃之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ゴダイ株式会社  
住所 姫路市綿町104番地スクエアビル2F  
代表者の氏名 浦上晃之
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年10月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,190平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
35台
- (2) 駐輪場の収容台数  
9台
- (3) 荷さばき施設の面積  
24平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
15立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| ゴダイ株式会社    | 午前7時 | 翌午前0時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成28年2月18日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成28年3月8日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年7月8日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ安田店

所在地 加古川市尾上町安田480番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
|----------------|------------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
| クラウン・ソックス株式会社  | 加古川市西神吉町大国140番地  | 三 木 尊 道 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称             | 住所              | 代表者の氏名  |
|----------------|-----------------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 姫路市北条口四丁目4番地    | 原 田 昭 彦 |
| クラウン・ソックス株式会社  | 加古川市西神吉町大国140番地 | 三 木 尊 道 |

イ 変更後

- |                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
| クラウン・ソツクス株式会社  | 加古川市西神吉町大国140番地  | 三 木 尊 道 |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- |                |                   |         |
|----------------|-------------------|---------|
| 名称             | 住所                | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 姫路市北条口四丁目4番地      | 原 田 昭 彦 |
| ジャストフォート株式会社   | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 | 本 田 進   |
| クラウン・ソツクス株式会社  | 加古川市西神吉町大国140番地   | 三 木 尊 道 |
- イ 変更後
- |                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加 栗 章 男 |
| 株式会社セリア        | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地  | 河 合 英 治 |

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

| 荷さばき施設    | 荷さばきを行うことができる時間帯 |
|-----------|------------------|
| 荷さばき施設①、② | 午前6時から午後10時まで    |

イ 変更後

| 荷さばき施設  | 荷さばきを行うことができる時間帯 |
|---------|------------------|
| 荷さばき施設① | 午前4時から午後10時まで    |
| 荷さばき施設② | 午前6時から午後10時まで    |

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年5月22日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年5月22日ほか
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
平成28年2月13日

5 届出年月日

平成28年2月12日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成28年3月8日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成28年7月8日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 川西能勢口駅高架下店舗（西）  
 所在地 川西市栄町20番1号
- 2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要
  - (1) 早朝、深夜の営業にあたっては、近隣住民の生活環境を害することのないよう、十分に配慮すること。
  - (2) 犯罪行為や迷惑行為、不良行為等の防止を目的とした店舗や周辺の環境を整備すること。
  - (3) 営業時間及び随時必要と思われる時間帯に制服着用 of 警備員を複数配置すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成28年3月8日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 山陽マルナカ広畑店  
 所在地 姫路市広畑区吾妻町三丁目29番2号
- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
  - (1) 街並みづくり等への配慮について  
 屋外広告物の内容変更がある場合、変更届が必要。
  - (2) 駐車場について  
 車路について、対面通行には幅員が5.5メートル以上必要であるため、幅員5.5メートル未満の部分については、一方通行であることを路面標示等で示すこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
 平成28年3月8日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年3月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 丹波市青垣町沢野字カジャガイ99番1、100番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 丹波市青垣町沢野70番1  
 社会福祉法人青垣福祉会 理事長 横 谷 典 幸
- 3 許可年月日及び許可番号

平成27年7月29日  
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1－3号（27丹波）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年3月8日

契約担当者

北播磨県民局長 赤木正明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県神戸総合庁舎ほか15施設で使用する電気 予定数量3,746,388キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県北播磨県民局 加東市社字西柿1075－2
- 3 落札者を決定した日  
平成28年1月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社F-Power 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額  
71,427,710円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年12月1日

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第12号**

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙に係る候補者釜谷研造の出納責任者から提出された選挙運動費用収支報告書に関し、当該出納責任者から訂正の届出があったので、平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第81号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成28年3月8日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第81号の候補者釜谷研造に係る報告書の要旨第1回分の欄中、

|         |      |            |       |
|---------|------|------------|-------|
| 「 主たる寄附 |      | 3,865,491円 |       |
| (氏名団体名) | (職業) | (寄付額)      |       |
| 釜谷研造後援会 |      | 2,665,491円 | を     |
| 自由民主党兵庫 |      | 1,200,000円 |       |
| 県支部連合会  |      |            | 」     |
| 「 主たる寄附 |      | 3,865,491円 |       |
| (氏名団体名) | (職業) | (寄付額)      | に改める。 |
| 釜谷研造後援会 |      | 3,865,491円 | 」     |

**但馬海区漁業調整委員会公告**

**漁業法に基づく指示**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、但馬海区における総トン数5トン未満の動力漁船を使用して行ういかつり漁業の操業調整を図るため、次のとおり指示する。

平成28年3月8日

但馬海区漁業調整委員会

会長 吉 岡 修 一

- 1 指示番号  
但馬海区漁業調整委員会指示第67号
- 2 指示事項

| 指示する海域   | 集魚に使用する光力の制限  |   | 集魚灯設備の制限  |
|--|---|---|---|
|  | 適用する水深帯   | 漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度                     |   |
| 鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面 | 東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅               | 3キロワット以内の電球9個<br>ただし、7月1日から9月30日までの間は6個 | 農林水産省令によりいかつり漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。 |
|  | 東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、いかつり漁業禁止区域線まで | 3キロワット以内の電球18個                          |   |
| 鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以東の兵庫県日本海海面 | 水深100メートルまで   | 3キロワット以内の電球6個                           |   |
|  | 水深100メートルから水深200メートルまで  | 3キロワット以内の電球15個                          |   |
|  | 水深200メートルからいかつり漁業禁止区域線まで  | 3キロワット以内の電球18個                          |   |

- 3 指示の有効期間  
平成28年5月1日から平成31年4月30日まで
- 4 平成25年2月26日付け但馬海区漁業調整委員会指示第62号は、平成28年4月30日をもって廃止する。